

国民年金の届け出は お済みですか？

【問合せ】本庁保険年金課国民年金グループ
 川内年金事務所
 一般的な年金相談はねんきんダイヤル
 0570(05)1165
 02)5276
 023)5111(内線2821)

日本に住所がある20歳から60歳までの方は全て、国民年金(厚生年金を含む)に加入しなければなりません。
 国民年金の被保険者は、左表のとおり3種類に分けられます。就職や退職、結婚などにより、年金の種類や保険料の納付方法が変わるため、その都度、届け出が必要になります。この届け出が遅れると、将来受け取る年金が減ったり、受け取れなかったりする場合がありますので、留意ください。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	・20歳以上の学生 ・農林漁業・商業などの自営業者 ・無職の方など	会社員、公務員など	2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(専業主婦など)
加入する年金の種類	国民年金のみ	国民年金+厚生年金	国民年金のみ
届出先	市役所	勤務先	配偶者の勤務先
保険料の納付方法	本人が納付	勤務先が納付	不要(配偶者が加入する制度が負担)

こんなときは第1号被保険者への加入・変更の届け出が必要です
 ～2週間以内に手続きを～

20歳になったとき
 学生、自営業、アルバイトの方など(厚生年金に加入していない方)
 【必要なもの】
 ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
 ▼年金事務所から届いた書類
 ▼学生証の写しまたは在学証明書(免除申請をする場合)

退職・退職したとき
 会社や役所を退職・退職した20歳から60歳未満の方
 【必要なもの】
 ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
 ▼年金手帳(基礎年金番号)
 ▼退職・退職日が分かる書類(資格喪失連絡票や退職辞令など)
 *免除申請をする場合は、離職票などが別途必要

配偶者の扶養から外れたとき
 被扶養者本人の収入増や配偶者との離婚、または配偶者の退職・死亡などにより、厚生年金に加入している配偶者の扶養から外れた20歳以上60歳未満の方
 【必要なもの】
 ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
 ▼年金手帳(基礎年金番号)
 ▼扶養を外れた日が確認できる書類

任意加入したいときは(60歳以降)
 資格期間を満たしたい方や年金額を増やしたい方は任意で加入できます。
 【必要なもの】
 ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
 ▼年金手帳(基礎年金番号)
 ▼預金通帳と届出印

届出の提出は
 本庁保険年金課国民年金Gまたは各支所地域振興課市民生活G(鹿島支所は市民福祉G)

届出には、運転免許証などの身分証が必要ですが、また、代理人の場合は、別途委任状が必要となります。
 *印鑑は、スタンプ印を除きます。

【後納制度のメリット】
 ▼将来受け取る年金額が増額できます。
 ▼年金の受給資格を得られる可能性があります。

国民年金保険料の納付が困難な場合には「後納制度」の利用を
 本来、国民年金保険料は2年を経過すると納付できません。「後納制度」は、平成30年9月までの期間に限り、過去5年以内の納め忘れれた保険料を納めることができる制度です。
 *すでに老齢基礎年金を受給されている方は利用できません。
 後納制度により保険料を納付するためには、事前に年金事務所へ申し込みが必要です。
 詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル(0570(011)050)に問い合わせてください。

男女共同参画情報コーナー



～一人ひとりが幸せを実感できるまち～
 【編集】=「とらいあんぐる」編集員
 【問合せ】=本庁企画政策部 コミュニティ課
 男女共同参画グループ
 ☎(23)5111(内線4612)



何か気になりませんか？

度などによって、相手の心を傷つける精神的暴力をいいます。芸能人の離婚騒動で、モラハラという言葉の認知度は一挙に高まりました。市の相談窓口でも、モラハラ関連の相談件数が増えているそうです。

DV被害にあつていても、身近な人にも相談できずに悩んでいる人が多いのではないのでしょうか。我慢したり、一人で悩んだり、自分を責めたりする必要はありません。あなたに暴力をふるう権利は誰にもありません。あなたには自分大切にする権利があります。あなたの周りで、そんな人の存在に気付いたら、相談に乗り、支援してくれる機関があることを教えてあげてください。
 DVは決して個人の問題ではなく、社会的な問題です。あなたがあなたらしく、生活できることがとても大切だから…。

とらいあんぐる

「DV」や「モラハラ」という言葉を、皆さんも一度は耳にしたことがあると思います。「あるけど、内容までは…」という方が多いのではないのでしょうか。
 DVとは「ドメスティックバイオレンス」の略語です。一般的には、配偶者やパートナーからの暴力を指します。
 【DVの種類】
 ■身体的(殴る・蹴るなど)
 ■精神的(暴言・脅す・無視など)
 ■社会的(交友関係の制限など)
 ■経済的(生活費を渡さないなど)
 ■性的(性行為の強要など)
 一方、モラハラとは、「モラルハラスメント」の略語です。言葉や態度

何気ない普段の会話のようですが…

今日は、久々に家族での遠出。すっかり身だしなみを整えた夫は、自慢の車でお気に入りのCDを聞きながら家族を待っています。一方、妻は、朝食の片付けに洗濯物干し、子どもの世話にと大忙し。そこへ、クラクションが3回鳴り、「遅いなあ。何してんだよ!!」と夫の大声が。妻は、乱れた髪を手で整えながら、大急ぎで車に駆け込みました。畳み掛けるように「いつも出かける時はおまえが遅れるじゃないか。何やってんだよ!のろまなんだから!」と夫。無言のまま外を見つめる妻…

皆さんは、この光景をどう感じますか？
 ちょっとした思いやり(相手を思う気持ち)があれば、この夫婦間の言動も、もっと違うものになったかもしれません。親子間や職場内でも同じことがいえます。
 相手のことを尊重して、円滑なコミュニケーションを取るよう心掛けたいですね。



DVなどのお悩みは、
 配偶者暴力相談支援センター
 ☎(20)6343(直通)へ
 同センターは、本庁2階の子育て支援課内にあります。専門の相談員が、個室にて相談(無料)に応じます。秘密は固く守られますので、安心して相談してください。(電話による相談も可)
 一緒に、解決の糸口を見つけましょう!
 【受付時間】8時30分～17時
 *土・日曜日、祝日は除く